

背景

これまでの継続的な事業費の減少に伴う建設企業の抱える技術者等の減少
〔供給の減少〕
被災地におけるがれきの処理を始めとした多くの復旧・復興事業の発注
〔需要の増加〕

技術者や技能者の不足

労賃などが上昇し、実勢価格との間に乖離

入札不調の増加

＜技術者等の確保＞

＜予定価格の適切な算定＞

課題

○復興JV制度の創設

・・・被災地域の建設企業が被災地域外の建設企業と共同することにより、被災地域において不足する技術者等を広域的な観点から機動的に確保。

→2月中に関係通知を発出

○一人の主任技術者が管理できる近接工事等の明確化

・・・被災地域の特例として、工事対象の工作物に一体性又は連続性があり、かつ、現場相互の間隔が5km程度以内の場合は「近接工事」とし、専任の主任技術者の兼任を可能とする。

→2月中に関係通知を発出

対策

○実勢価格を反映した公共工事設計労務単価の設定

・・・建設企業への調査や統計調査の結果等を活用することにより、公共工事設計労務単価を改定し、直近の労務費の実態を機動的に予定価格に反映。

→2月中に新たな単価を適用

○急激な物価変動に伴う請負代金額の変更

・・・直近の労務単価の実態を反映した公共工事設計労務単価の改定にあわせて、既契約工事の請負代金額の変更を可能とする。

→2月中に関係通知を発出

○発注ロットの拡大を踏まえた間接工事費の算出

・・・市町村を跨ぎ、施工箇所が点在する工事については、工事箇所(市町村単位)ごとに間接工事費を算出することが可能であることを周知する。

→2月中に関係通知を発出

○被災地以外からの労働者の確保に要する追加費用への対応

・・・被災地以外からの労働者の確保に必要な旅費や宿泊費等の予定価格への反映について、実態調査等を踏まえた対応を検討。

○JV(共同企業体)とは、複数の建設企業が、一つの建設工事を受注、施工することを目的として、自主的に結成する事業組織体のこと。

(既存の方式)

特定JV 大規模かつ技術難度の高い工事において、工事ごとに結成

経常JV 中小・中堅建設企業が継続的な協業関係を確保するために結成

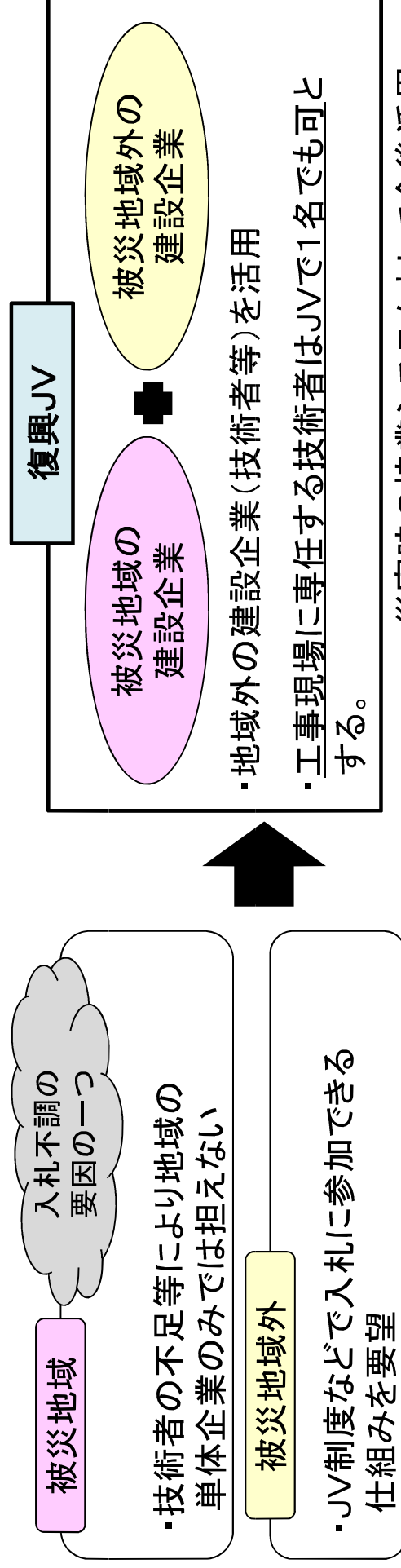
地域維持型JV 地域の維持管理に不可欠な事業で、実施体制の安定確保を図るために結成

○復興JV制度

被災地域において、地元の建設企業を中心に自主的に結成する復興JV制度を創設。

従来、地元企業のみが入札参加していた工事において、地域外の建設企業も構成員とする

「復興JV」に競争参加を認める。(概ね3億円未満を想定)



⇒災害時の協業システムとして今後活用

迅速かつ効率的な施工が確保されるよう、地域における雇用の確保を図りつつ、広域的な観点から必要な体制を確保

(建設業法施行令 第27条第2項)

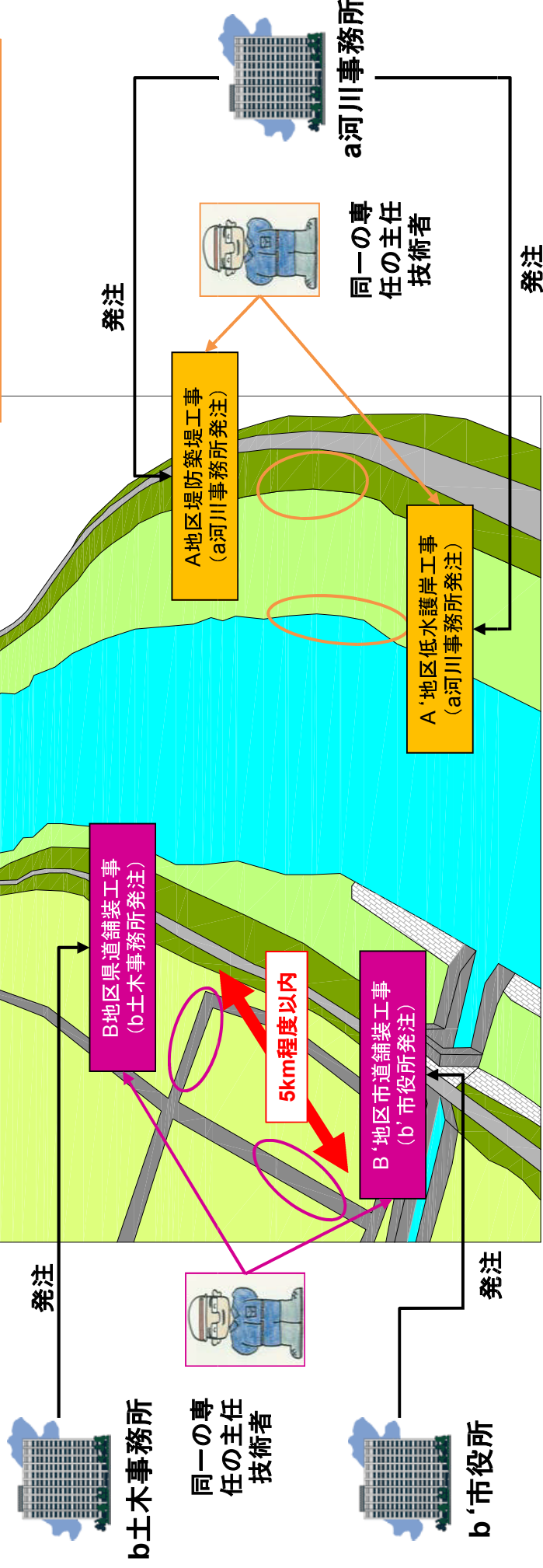
前項に規定する建設工事のうち密接な関係のある二以上の建設工事を同一の建設業者が同一の場所又は近接した場所において施工するものについては、同一の専任の主任技術者がこれらの建設工事を管理することができる。



工事の対象となる工作物に一体性又は連続性が認められる工事で、工事現場の相互の間隔が5km程度以内の近接した場所において施工されるものについて、建設業法施行令第27条第2項が適用できると判断して差し支えない。

●専任の主任技術者による兼務が認められる例

例1. 別々の発注者による舗装工事

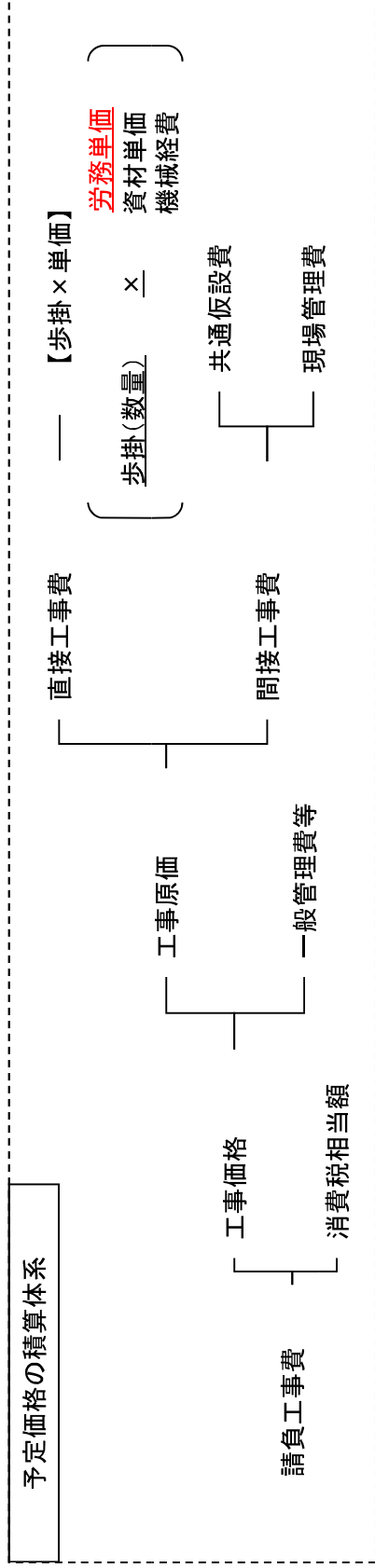


例2. 同一の発注者による築堤工事と護岸工事

工事の難易度、工事現場の距離等を踏まえ、適正な施工に遺漏の無いように判断する

公共工事設計労務単価の概要

- 性格: 公共工事の予定価格の積算用単価(国、地方公共団体、独法等が積算に利用)
※ 個々の契約(下請契約)における労務単価や雇用契約における労働者への支払い(賃金)を拘束するものではない
- 設定: 毎年10月、国、都道府県、政令市等発注の公共工事に従事する建設労働者(約20万人)の賃金支払い実態を調査し、取引の実例価格として年1回設定。



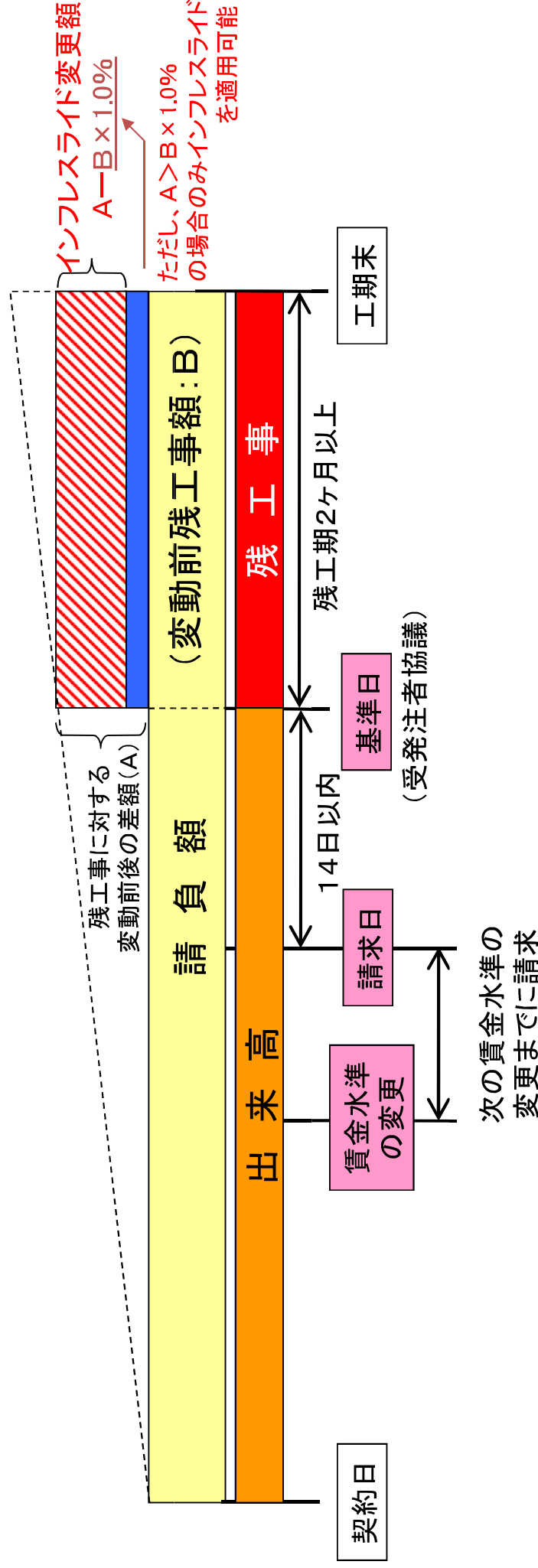
○ 実勢価格を反映した労務単価の設定:

被災地において労務単価の急激な変動が見られ、現在の公共工事設計労務単価が「取引の実例価格」と言えない状況が発生していること、被災三県において不調・不落が多発しており、労務単価の見直しが求められていることから、建設企業への調査や統計調査の結果等(現時点で得られる被災地の労務費の実態を表わす調査すべて)を活用した最新月への補正係数を算出し、現在の設計労務単価に乗じて補正する対応を2月中に実施する

工事請負契約書 第25条第6項(インフレスライド条項)

6 予期することのできなない特別の事情により、工期内に日本国内において急激なインフレーション又はデフレーションを生じ、請負代金額が著しく不相当となったときは、発注者又は受注者は、前各項の定めにかかわらず、請負代金額の変更を請求することができる。

インフレスライドの概要(工事請負契約書 第25条第6項)



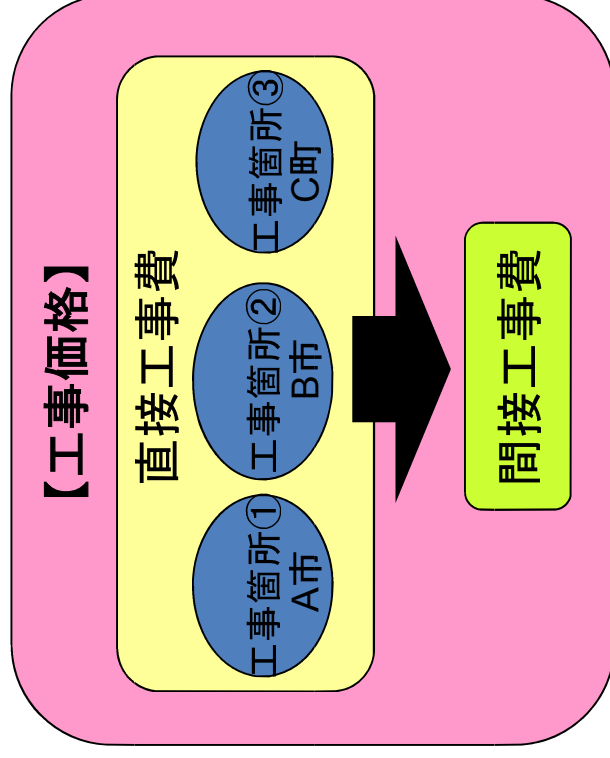
●施工箇所が点在する工事の間接工事費の算定

施工箇所が点在する工事については、建設機械を複数箇所に運搬する費用や複数箇所の交通規制等がそれぞれの箇所で発生するなど、積算額と実際にかかる費用に乖離が考えられるため、「市町村をまたぎ、施工箇所が複数ある工事については、工事箇所(市町村単位)ごとに間接工事費(共通仮設費、現場管理費)の算出を可能とする。」こととしており、その適用について周知を図る。

■間接工事費 計上のイメージ

○現在の積算方法

※直接工事費の総価に間接費率を掛けて計上



○工事箇所(市町村単位)ごとの算出方法

※工事箇所ごとの直接工事費に間接費率を掛けて計上

